

8. 資格審査合格後、入居までの手続き

(1) 入居者の決定及び家賃の決定

① 入居者の決定

資格審査において合格した方が入居決定者となります。ただしP 6の「6.入居資格の失格事項」に該当する場合は、入居資格がなくなります。

② 入居家賃の決定

認定額（P17～19の5. 世帯収入認定額と家賃分位）を基に入居の家賃が決定されます。

家賃は法令の改正や毎年行っていただく収入申告によって変更される場合があります。

(2) 入居説明会

入居説明会は資格審査後に併せて開催し、入居決定者に対して、入居前までの手続き（請書の作成や敷金納入その他）についての説明、次に入居後の注意点などを記載した「県営住宅の入居のしおり・もってこ〜いノート」を配付し、それを映像化したものを見ていただいた上、重要な点について説明します。

説明会終了後、住戸の鍵1本をお貸ししますので住戸の事前見学をしていただきます。

(3) 入居の手続き

① 敷金として、当初決定家賃の3ヶ月分を納付していただきます。

駐車場の使用申し込みをされる方は、同様に保証金（敷金）として、駐車場使用料の3ヶ月分を納付していただきます。

また、入居可能日が、月の中途に指定されるときは、当月の日割り家賃・駐車場使用料の納付も必要になります。

② 連帯保証人について1名立てていただきます。資格は、独立の生計を営み、かつ、入居者と同程度以上の収入を有する原則として県内在住の親族です。連帯保証人には次の書類を提出していただきます。

「請書〔連帯保証人の署名押印（実印）〕」「連帯保証人の責務」

「印鑑証明書」「収入証明書等」

※駐車場使用申し込みをされる方は、駐車場の請書が必要です。

住宅の請書と同じ連帯保証人に署名押印（実印）していただき提出してください。

連帯保証人を確保できない方で一定の条件を満たす方については、申請により免除が可能となる場合がありますので、ご相談ください。

(4) 住戸への入居時期

① 請書回収・鍵渡し

請書その他書類の提出及び敷金等の領収書を確認ができれば、住戸の鍵をお渡しします。住戸の鍵を受領したらお引越しができます。

② 住戸への入居

入居可能日から10日以内までに入居を完了し、入居後14日以内に、入居後の住民票謄本（続柄・本籍・筆頭者記載でマイナンバー記載のないもの、世帯全員記載分）を提出していただきます。

（結婚予定で申し込みをされた方は、入籍後の住民票謄本を再度、あらためて提出してください。ただし、新婚世帯向住宅に申し込みをされた方はP 12⑤をご参照ください。）

③ 県営住宅では、家賃、駐車場使用料とは別に共用施設の維持管理のために共益費が必要です。

入居者の自治組織等で自主的に徴収、管理運営されていますので、入居後は必ず納入してください。なお、エレベーターが設置されている団地の共益費は、設置されていない団地より高めに設定されています。